

グローバルな知財情報の効率的かつ 正確・迅速なデータ処理方法の研究

情報システム委員会
第 1 小委員会*

抄 録 企業活動のグローバル化に伴い、グローバル出願が増大している。当然のことながら、各国毎に出願諸手続や特許庁発行の書類形式が異なるため、出願人はそれぞれに対応しながら、自社知財管理に必要な書誌的事項、応答期限日といった期限情報等を含む知財情報を、自社の知財管理システムにデータとして取込み管理している。また近年ではBRICs、ASEAN、南米、中近東、アフリカ等の新興国へ出願するケースも増えており、出願人が各国毎の手続きや言語に対応していくことも大きな負荷となっている。本稿では、出願人が各国毎で異なるグローバル知財情報を、効率的且つ正確・迅速に取得、管理することが出来る環境（知財情報のグローバルな電子的流通）を実現すべく、その一つの手段として、各国特許庁の書類及び項目の共通化、コード化について出願人の立場より検討した。

目 次

1. はじめに
2. 知財情報のグローバルな電子的流通
 2. 1 各国の電子出願制度
 2. 2 新興国出願の増加
3. 庁書類及び項目の共通化、コード化
 3. 1 各国庁書類・項目の調査
 3. 2 各国庁書類・項目対照表作成と考察
4. 各国特許庁の動向等
 4. 1 ワンポータル・ドシエ及びグローバル・ドシエの取組み
 4. 2 ドシエプロジェクトへの提言
5. おわりに

1. はじめに

自社の出願を間違いなく権利化し権利維持するためには、出願案件のステータス、庁指令内容、及び庁への応答期限日等を正確かつ遅滞なく把握することが不可欠である。即ち、知財管理システムは、これら必要情報を各国特許庁が発行する庁書類等から精度よくデータとして取

得、管理し、関係者にタイムリーに提供することを求められる。

日本案件においては、日本特許庁と出願人との間で構築された電子出願システムや整理標準化データの利用により、手続書類（コンテンツ情報）や書誌情報を電子的に交換することが一般的であり、出願人は、市販のインターネット出願支援ソフト等を活用することで、自社知財管理システムにそれほど負荷をかけずに知財情報を電子的に取り込むことが可能である。

一方、外国案件に目を向けると、日本と同様に、主要国では電子出願の仕組みは構築されているものの、そのサービス内容は国毎に異なり、またコンテンツや書誌情報の電子化方法やフォーマットも国毎に異なっている。そのため、外国案件について出願人が自社知財管理システムで必要知財情報をデータ管理するには、出願国毎に電子的にデータを取り込む仕組み等を構築

* 2013年度 The First Subcommittee, Information System Committee

するか、代理人等から送付された紙書類から必要な情報を抜き出してシステムに手入力をするか、或いは社内知財管理システムでの情報管理を諦めて台帳などを用いた別管理を行う必要がある。

いずれにせよ、グローバル出願が益々増え、更に出願国の多様化が進む中、外国案件のデータを精度よくタイムリーに取得しシステム上で適切に管理することが、出願人にとって大きな負荷であり悩みとなっているのが実情である。

このように各国毎で異なるグローバル知財情報を出願人が管理するうえでの負担を解消すべく、出願人が効率的且つ正確・迅速に知財管理システムに取得、管理する方法について研究を行った。その一つの手段として、公報の書誌的事項の識別記号として用いられているINID [Internationally agreed Numbers for the Identification of Data] コードからヒントを得て、各国庁書類及び項目を共通化、コード化する案を作成したのでここに紹介する。

なお、本稿は、2013年度情報システム委員会第1小委員会のメンバーである竹下 浩之（小委員長，キヤノン），土居 勝（小委員長補佐，東芝），小幡 宗臣（パナソニック），熊谷 広明（日立技術情報サービス），塩野谷 孝夫（本田技研工業），二階堂 宏央（サントリー食品インターナショナル），松本 朋子（富士フィルム），横路 誠司（NTTドコモ），若林 宏明（ラクオリア創薬）の執筆によるものである。

2. 知財情報のグローバルな電子的流通

2.1 各国の電子出願制度

先述したように、日本では、特許庁、代理人及び出願人間で手続き書類情報や書誌情報を電子的に交換することが一般的であり、出願人はこれらの情報を自社知財管理システムにそれほど負荷をかけず取り込むことが可能な環境にな

っている。

では、日本以外の国ではどうなのか。表1は情報システム委員会が2010年に主要国における電子出願の状況について調査を行った結果を示す表である。これによると、欧米、中国、韓国といった主要国においても、電子出願の仕組みは構築されており、それぞれで利用促進は図られている。しかしながら、電子出願のサービス内容や電子出願形式等が国毎に異なっており、特に電子データ化されるフォーマットが共通化されていない。

例えば、米国特許出願では、コンピュータがファイルに含まれる情報を項目として読み取ることが出来ないPDFファイルが多く見られる。

このように、コンピュータがファイル内の情報を項目として読み取ることが出来ない電子ファイルを以ってではなく、日本の電子出願システムで用いられているXMLファイルのように、コンピュータがファイル内の情報を項目として読み取ることが出来るような電子ファイルを以って、各国特許庁や、特許事務所及び出願人といった関係者間で流通可能な状態になっていることが望ましい。

2.2 新興国出願の増加

主要国の電子出願フォーマットが国毎に異なる問題に加え、出願国の拡大の問題もある。

近年、BRICsやASEAN諸国等の新興国への企業進出により、これらの新興国への出願も増加し、様々な言語による様々な形式の知財情報が流通するようになってきている。

BRICsやASEAN諸国等の新興国においては、知財情報の電子化方法や書類様式が国毎に異なっているだけでなく、電子出願システム自体が十分普及されている状態ではないため、知財情報の電子的流通はさらに困難である。

ましてや非英語圏の知財情報に至っては、図1に例示するタイ王国の庁書類のように、現地

表1 主要国における電子出願状況¹⁾

	JP	US	EP	WO	CN	KR
	インターネット出願	EFS-Web	epoline	PCT-SAFE	中国專利電子申請網	KIPO-Net
(1) 必要なソフトウェア	インターネット出願ソフト	Webブラウザ	Webブラウザ, PatXML, the Online Filing Software, Registar Plus, WebRegMT	(JPの場合) PCT-SAFE, PCT-RO・XMLコンバータ, インターネット出願ソフト	電子出願ソフト	電子出願ソフト
(2) 言語	日本語	英語	英語, フランス語, ドイツ語	・自国(PCT加盟国)の特許庁の定めた言語 ・(JPの場合) 日本語, 英語	中国語	韓国語
(3) フォーマット	XML	PDF	PDF, XML	(JPの場合) XML	PDF, XML	XML
(4) システム利用率	94% (2010年)	82.5% (2009年)	60% (2009年)	73% (2008年)	6.5% (2009年)	97.3% (2009年)
(5) システム利用のメリット	電子化料を払わなくて済む	出願後1時間で提出書類確認が可能	割引制度あり	割引制度あり	審査が早まる	割引制度あり
(6) セキュリティ	電子証明書(民間発行)	PKI証明書(庁発行)	スマートカード(庁発行)	(JPの場合) 電子証明書, 国際事務局発行の電子証明書	電子証明書(庁発行)	電子証明書(庁発行)
(7) 海外からの利用	国内在住者のみ(電子証明書取得に, 国内に住居等を有する必要がある)	・発明者は出願可能 ・中間以降はCustomer-Numbers, PKI証明書取得が必要 ・代理人手続の場合, 米国籍のPatent Agent/Attorney資格を有する必要あり	出願, 全書類表示, 経過情報, ファイル監視(メールで通知), 予納データのダウンロード, 料金支払い	PCT出願のみ	国内在住者のみ	電子文書利用申告書を提出し, 電子署名キーの取得が必要



図1 タイ王国での庁書類

語独特の文字で書かれている。

このため、出願人が知財情報の精度について

確認を得ようにも、各国言語に長けていなければ庁書類に記載されている内容の把握も難しく、知財情報を紙書類から手動で登録することは困難を極めており、不安定な情報を多大な工数を掛けて管理することが迫られているというのが実態である。

上記のようなことから、国に関わらず庁書類及び項目が共通化され、公報の書誌的事項の識別記号として用いられているINIDコードのように、庁書類及び項目毎に統一されたコードが付与されているような状態になっていることが望ましいと考えられる。

なぜならば、各国共通の電子ファイル形式で発送される庁書類を取得した出願人は、統一された庁書類、項目コードに基づき、知財情報を自社の知財管理システムに読み込ませることで、出願番号や公開日等の書誌的事項の情報の

他、オフィスアクションの種別や庁期限日等を正確かつ自動的に取り込むことが出来るようになるからである。

即ち、知財管理に携わる者が各国言語に長けていなくとも、統一された庁書類、項目コードの定義さえ知っていれば、各庁書類や項目が何を指しているものなのかといった位置付けが書類上、ひと目でわかるようになるし、電子的処理といった点においても、一定の流通ルールに従った電子ファイル形式を用いることにより、出願人の入力負荷や誤入力といったリスクを大幅に低減することも可能となるのである。

特に、オフィスアクションに含まれる引用文献については、その電子ファイルから自動的に引用文献番号を抽出し、引用文献番号に対応する公報を、各国特許庁或いは情報プロバイダーからインターネット経由で直接取得することも可能となる。

これにより、出願人は代理人から公報を紙媒体或いはFAXで取得する必要はなく、取得に係る費用と時間を抑制することも期待できる。

3. 庁書類及び項目の共通化、コード化

3.1 各国庁書類・項目の調査

各国特許庁の書類様式の多様性を解消するためには、グローバルに統一された様式で各国特許庁との手続が行えるようにする必要があるが、統一電子フォーマットの策定及び書類様式変更には、各国の法制度変更が伴い多大な労力と長い時間がかかることが予測される。

これに対し、当小委員会ではユーザー・サイドでの検討を進め、出願人において知財管理の精度向上や効率化を図るために必要な範囲での庁書類及び項目の共通化とコード化案を作成し、それを以って関係各位に対する意見発信を試みることにした。

進め方として、出願人が各国庁書類を容易に

把握出来るようにする取り組みを、次の手順で行うこととした。

- ① 五大特許庁とWIPOの庁書類・項目の調査及び出願人が必要とする庁書類・項目の特定
- ② 前記①の調査の対象国拡大と庁書類・項目の共通化案の策定
- ③ 特許庁、情報プロバイダー等、各関係者への共通化案の提示と、書類様式統一の実現に向けた情報交換

まずは、庁書類及び項目の共通化とコード化が可能な範囲を見極めるため、現状利用されている書類と項目の調査を行った。

今回は調査対象国として、出願件数の上位で全体の出願の80%以上を占める五大特許庁(日・米・欧・中・韓)とWIPOを選択することとした。また、書類および項目の抽出については、出願人の立場から管理すべき基本的なものを日本の出願案件を基準に抽出したうえで、各国の制度や運用で特徴的なものも追記しながら、各国別の一覧表を作成した。

表2はWIPO(PCT出願)での例となるが、横軸には基本的な書類を、縦軸には基本的な項目を並べており、このマトリックス中で○が付いているものが書類・項目として存在することを示す。

加えて、前出のように、非英語圏書類の把握が大きな課題であるため、幾つかの非英語圏諸国の庁書類の調査も並行して行った。

しかし、それらの国では主要国の特許制度と異なる独特な部分が見られた。例えば、ブラジルでは登録査定は一覧で掲載されるだけであり、個別に連絡が来るものではない。

このような理由から、主要国の情報と横並びに比較するには更なる調査が必要なことから、これら中国、韓国以外の非英語圏諸国については、今回の比較対照からは一旦除外し、今後継

表2 各国書類・項目一覧（PCT出願編）

国：WO	書類名	願書	委任状 (個別)	委任状 (包括)	出願受理通知 (出願番号通知)	記録原本の 受理通知	手数料補正 命令	手続補完 命令書
項目名	現地表記 書類名	Request			Notification of the International Application Number and of the International Filing Date	Notification of Receipt of Search Copy	Notification Concerning Payment of Prescribed Fees	Invitation to Correct
	現地表記 項目名	書類種別	提出書類	提出書類	提出書類	庁発送書類	庁発送書類	庁発送書類
	生死フラグ	●					●	●
優先権主張日	Priority Filing date of earlier application	●	○			○		
優先権主張番号	Priority Number of earlier application		○					
出願日	Application No.	●			○	○	○	○
出願番号					○	○	○	○
国際（PCT）出願日		●						
国際（PCT）出願番号								
出願人／権利者	Applicant		○		○	○	○	○
出願人整理番号					○	○	○	○
発明の名称	Title of Invention		○		○			○
国際特許分類								
発明者	Inventor		○					
代理人	Agent or Common Representative		○		○		○	○
公開日		●						
公開番号								
国際（PCT）公開日								
国際（PCT）公開番号								
提出日		●						
庁発送日		●			○	○	○	○
期限日数		●						
庁期限日		●					○	○
引用文献（特許）								
引用文献（非特許）								
請求項の数								
納付金額	Fee		○					
登録日		●						
登録番号								
権利間満了日		●						

続いて調査を行うことにした。

なお、この非英語圏諸国の調査を進める上で、発明推進協会が発行する「外国産業財産権管理マニュアル」²⁾が、一つの情報源となる。

この「外国産業財産権管理マニュアル」は、図2にて、一部を抜粋し紹介するとおり、知財

管理実務において日本企業が特に高い関心を寄せている国や地域の知財庁との手続方法や、応答期限等の出願管理実務に特化して必要な情報や様式を収集し、マニュアル化しているものである。当初は紙媒体で頒布されていたが、2013年6月よりWebサービスを開始し、タイムリー

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

手続補足書	国際公開の通知	公開公報	サーチレポート (国際調査報告)	国際調査機関の見解書	国際予備審査請求書	国際予備審査請求書受理通知	審査報告書 (国際予備審査報告)	特許性に関する国際予備報告	国際予備審査機関の見解書
Support Documentation for Electronic Application	Notification Concerning Availability of the Publication of the International Application		International Search Report	International Search Report		Notification of Receipt of Demand by Competent IPEA	International Preliminary Examination Report	Notification Concerning Transmittal of Copy of International Preliminary Report on Patentability	Written Opinion of the IPEA
提出書類	庁発送書類	庁発送書類	庁発送書類	庁発送書類	提出書類	庁発送書類	庁発送書類	庁発送書類	庁発送書類
	○		○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○
	○								
	○								
○			○	○	○	○	○		○
	○								
	○								
	○		○	○		○	○	○	○
			○	○			○		○
			○	○			○		○
					○				

に情報更新されている。また、このマニュアルは、各国の知財制度に合わせた出願権利化のフローチャートと、その際に庁から送達される手続資料の収集と分類がされている。

なお、収録国は、タイ、欧州特許、PCT、インド、インドネシア、ブラジル、アルゼンチン、

ベトナム、フィリピン、マレーシア、ペルー、コロンビア、パキスタン、メキシコ、欧州意匠、カナダ、ロシア、ドイツとなっており、中国、韓国、台湾、トルコ、オーストラリア、アラブ首長国連邦、イタリア、スペイン、ニュージーランド、サウジアラビア、ウクライナ、米国（新

表2 各国書類・項目一覧（PCT出願編）（つづき）

国：WO	書類名	補完・ 補正命令 (国際予備審査機 関発行)	手続補正書	19条補正書	意見書	非公式 コメント	答弁書	手数料 納付書
項目名	現地表記 書類名	Invitation to Correct Defects in the Demand	Correction	Amendment of Claims under Article 19(1)	Comment	Informal Comments	Reply	
	現地表記 項目名	書類種別	提出書類	提出書類	提出書類	提出書類	提出書類	提出書類
		庁発送書類						
		生死フラグ						
優先権主張日	Priority Filing date of earlier application	●						
優先権主張番号	Priority Number of earlier application							
出願日	Application No.	●	○	○	○	○	○	○
出願番号			○	○	○	○	○	○
国際（PCT）出願日		●						
国際（PCT）出願番号								
出願人／権利者	Applicant		○	○	○	○	○	○
出願人整理番号			○					
発明の名称	Title of Invention							
国際特許分類								
発明者	Inventor							
代理人	Agent or Common Representative		○	○	○	○	○	○
公開日		●						
公開番号								
国際（PCT）公開日								
国際（PCT）公開番号								
提出日		●						
庁発送日		●	○	○	○	○	○	○
期限日数		●						
庁期限日		●	○					
引用文献（特許）								
引用文献（非特許）								
請求項の数								
納付金額	Fee							
登録日		●						
登録番号								
権利間満了日		●						

旧法）等についても今後対応予定とのことである。

本年度の研究活動において、このマニュアルから対照表作成に必要な情報が取得可能かを発明推進協会と共に調査した。

その結果、このマニュアルは、各国の庁書類

が収録されており、個別に庁書類を参照するには有意義であるものの、本研究活動の目的としている、各国の庁書類や項目の対比とコード化には必ずしも合致しないことも分かった。

このことから、本年度は各委員が実際に庁書類を参照して書類と項目の抽出を行った。

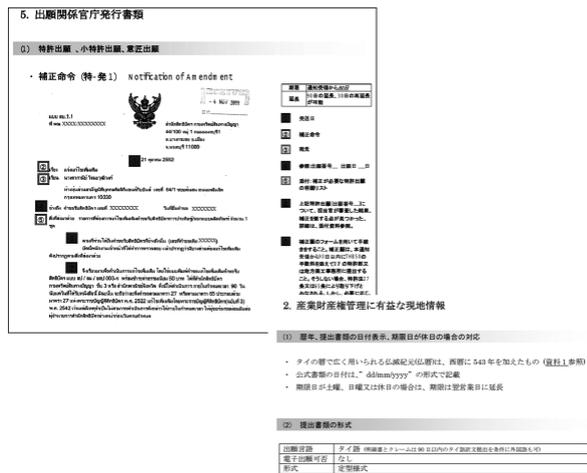


図2 外国産業財産権管理マニュアル²⁾

3. 2 各国庁書類・項目対照表作成と考察

各国庁書類には、基本的なものであっても多くの項目が記載されているため、今回は、出願人にとって一番重要で必要不可欠と考えられる、特許庁応答期限日、年金支払期限日といったような案件の生死に関わる書類／項目にフォーカスして考察を行った。

ここで生死の定義について若干の付言をすると、「生」とは審査中や権利存続中を指し、「死」とは未審査みなし取下げや特許費不納による権利放棄等を指す。

更に、各国庁書類は、各手続きに応じて様々な種類の書類が存在している。これらは、出願、権利化の過程において、書類の性格上からして大別できることから、「出願」、「出願後提出」、「拒絶理由」、「拒絶査定」、「登録査定」及び「登録」との単位で書類グループを組むこととし、各国庁書類に含まれる項目を調査のうえ、各国書類・項目対照表を作成した。

また、日本の特許制度における審査手順を基準として、各国の書類および項目にコードを付与することにより、仮想的に庁書類及び項目の共通化とコード化を実現した姿を策定してみた。

一方、米国や欧州のように、日本の審査手順との対応付けが難しい国については、不足している書類および項目を補完して作業をすすめた。

表3は、前述のような手順を経て、生死情報を示す項目と書類及び書類グループを整理し、対照表を完成させたものである。

この対照表から、以下のような事項を読み取ることが出来る。

拒絶理由の応答期限は、国により(A)実際の期限を年月日として記載、(B)起算日となるような庁書類発送日と期限日数を記載、(C)起算日となるような庁発送日のみを記載、の3通りに分かれた。

(A)は、誰から見ても一番明確な庁期限日の記載方法であるのに対して、(B)は休日を考慮した上で出願人側で計算する必要がある。更に、(C)に至っては期限日数を自ら調べたうえ、前述の(B)と同様の計算をする必要がある。

以上のことから、庁期限日は(A)のように計算不要の実際の期限日に統一するのが出願人にとって一番好ましいと考えられる。

特に、拒絶査定の場合、発送日の記載はあったが、不服審判請求可能な期間を示す期限日数や期限日の記載がなかった。拒絶査定も拒絶理由と同様に期限日を明示すべきだと考える。

また、登録査定も同じく、書類から応答期限日が把握できない場合がある。これも拒絶理由同様、期限日を明示すべきだと考える。

その他、欧州の拡張サーチレポート応答期限や、米国のアドバイザリアクション応答期限のように他の書類を参照しないと期限日が把握できないものもあり、これらについては正しい期限管理の為に、最低限、単一の書類内で期限が定まるようにすべきだと考える。

なぜならば、任意手続も含めて各国特許庁に対して応答すべき手続は、期限日を年月日のよ

表3 主要項目を比較した表

書類分類	書類名	書類CD	書類種別	項目名	項目CD	JP	US	EP	CN	KR	WO	
出願	願書	A001	提出書類			特許願	Application Data Sheet	Request for grant of a European patent	发明专利请求书	특허출원서	願書 List of Documents Filed	
				優先日	I0003	(先の出願の) 出願日	Priority Date	Declaration of priority filling date	優先権日	우선권주장일	優先日 Priority Date	
				国際(PCT)出願日	I0002	-	International Filing Date	-	國際申請日	-	國際出願日	
				提出日	I0007	提出日	-	-	-	제출일	-	
出願後提出	審査請求書	B001	提出書類			出願審査請求書	-	-	-	심사 청구서	-	
				提出日	I0007	提出日	-	-	-	제출일	-	
拒絶理由	拒絶理由通知	C001	庁発送書類			拒絶理由通知	Non-final Office Action	Communication pursuant to Article 94(3) EPC	実体審査請求書	의견제출 통지서	-	
				出願日	I0001	-	Filing Date	-	-	-	-	
				庁発送日	I0008	発送日	Notification Date	Date	發文日	발송일	-	
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	제출기일	-	
					I0010	期限日数	期限日数	期限日数	-	-	-	
	手数料補正命令	C002	庁発送書類			-	-	-	-	-	-	Notification Concerning Payment of Prescribed Fees
				出願日	I0001	-	-	-	-	-	-	國際出願日又は受理の日
				庁発送日	I0008	-	-	-	-	-	-	発送日
					I0009	-	-	-	-	-	期限	
	手続補完命令書	C003	庁発送書類			-	-	-	-	-	-	Invitation to Correct
				出願日	I0001	-	-	-	-	-	-	國際出願日
				庁発送日	I0008	-	-	-	-	-	-	発送日
					I0009	-	-	-	-	-	期限	
	手続補正命令書	C004	庁発送書類			-	-	-	-	-	-	Invitation to Amend
				出願日	I0001	-	-	-	-	-	-	國際出願日
				庁発送日	I0008	-	-	-	-	-	-	発送日
				I0009	-	-	-	-	-	期限		
拒絶査定	拒絶査定通知	D001	庁発送書類			拒絶査定	Final Office Action	Decision to refuse a European Patent application	驳回决定	특허거절 결정서	-	
				出願日	I0001	-	Filing Date	-	-	-	-	
				庁発送日	I0008	発送日	Notification Date	Date	發文日	발송일	-	
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	-	-	
				I0010	期限日数	期限日数	期限日数	期限日数	期限日数	-		
登録査定	登録査定	E001	庁発送書類			-	Notice of Allowance	Communication under Rule 71(3)EPC	授予发明专利權通知書	특허결정서	-	
				優先日	I0003	-	-	Declaration of priority filling date	-	우선권주장일	-	
				出願日	I0001	-	Filing Date	-	-	-	-	
				庁発送日	I0008	発送日	Mailing Date	Date	發文日	발송일	-	
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	-	-	
				期限日数	I0010	期限日数	期限日数	期限日数	期限日数	期限日数	-	
登録	特許証	F001	庁発送書類			特許証	Letters Patent	-	发明专利证书	특허증	-	
				優先日	I0003	-	Priority Date	-	-	-	-	
				出願日	I0001	出願日	Filing Date	-	申請日	출원일	-	
				国際(PCT)出願日	I0002	-	International Filing Date	-	-	-	-	
				公開日	I0004	-	Publication Date	-	-	-	-	
				提出日	I0007	-	Filing Date	-	-	-	-	
				登録日	I0006	登録日	Date of Patent	-	-	등록일	-	

うに明確な日付で指定することにより、意図しない期限切れによる権利失効を防止することが出来ると考えられるからである。

また、各ユーザーがカレンダーから実際の期限日を算出するためのシステム化工数や確認工数を削減することが出来ると期待できるからである。

このように、グローバルな権利状況把握の容易化と社内システム取込効率化および精度向上のため、生死に関わる書類及び項目の共通化を強く望まれる。

4. 各国特許庁の動向等

4.1 ワンポータル・ドシエ及びグローバル・ドシエの取組み^{3), 4)}

図3の五大特許庁間の特許出願状況に示されるとおり、近年、各国間での特許出願が交錯していることが顕著となっている。

このようなグローバル出願の増加により、同一発明が複数国・地域の特許庁に出願される、いわゆる重複出願が増加し、各国特許庁の審査負担も増加している。

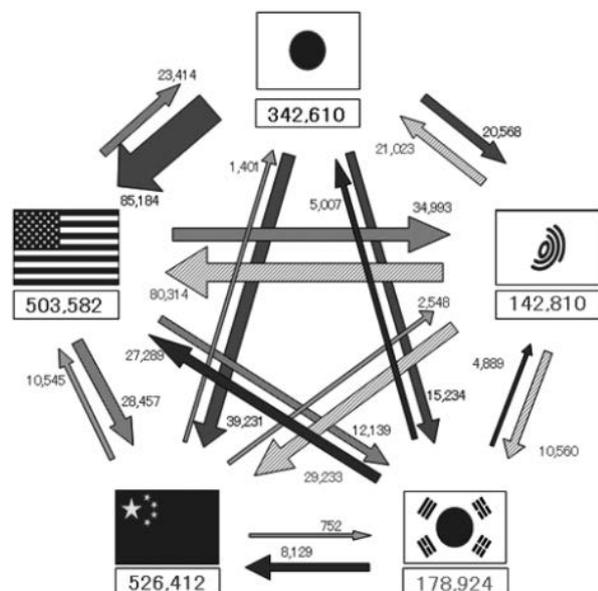


図3 五大特許庁間の特許出願状況 (2011年)⁵⁾

この各国特許庁の審査負担が増加する一方で、出願人側としては、市場の製品サイクルの加速化に伴い、事業を支える知財の早期権利化を強く望んでおり、各国特許庁における審査の更なる効率化が望まれている。

そこで、各国特許庁では重複出願に対処するため、国際協力の枠組みを利用して各国特許庁間における特許審査のワークシェアリングを推進しており、特許審査ハイウェイ (PPH) の拡大や、各国特許庁が他国特許庁における審査情報を利用するといったように、国際的な特許制度の調和に向けた取組も進められている。

特に、各国特許庁が他国特許庁の審査情報を利用するといったことでは、各国特許庁の審査情報および包袋を五大特許庁間で相互照会するワンポータル・ドシエ・プロジェクトが進められており、日本特許庁においては既に審査官向けに稼働中である。

更に、各国庁の審査官だけではなく、出願人や一般公衆を含む知的財産に関わる全てのユーザーにとって役立つITインフラの構築を目指すグローバル・ドシエについても検討が進められている。

このワンポータル・ドシエ及びグローバル・ドシエについて、これまでの経緯を詳述すると、従来から出願様式の共通化が図られてきており、五大特許庁においては2012年8月に共通出願様式 (CAF: Common Application Format) による出願が可能となっており、現在はシステム面での対応が進められている。

また、五大特許庁で手続書類を含む審査情報の共有による効率化が図られ、これら五大特許庁の審査情報を各国特許庁で一元的に参照可能となるワンポータル・ドシエ・システムの構築が先行して進められてきている。

このワンポータル・ドシエ・システムは、これら五大特許庁それぞれが、開発を進めており、各国特許庁で試験的に利用が開始されている。

日本特許庁でも審査官向けのシステムの構築は完了しており、特許庁内での利用を開始している。さらに現在はシステムの公衆化に向けた検討がなされている。

しかし、これらは五大特許庁のみの審査情報に特化した仕組みであり、これらを発展させ、WIPOを含むグローバルな包袋の一元化した仕組みが必要とされている。

その期待に応えるべく、2012年6月の第5回五大特許庁長官会合で、グローバル・ドシエという「各庁のドシエ情報等を仮想的に統合し、一元的なサービスを提供する共通システムを構築する将来ビジョン」について、合意された。

4. 2 ドシエプロジェクトへの提言

ワンポータル・ドシエ及びグローバル・ドシエの今後の方向性を鑑みると、出願人としては、基本的に出願人が必要とする特許情報で特許庁が所有、管理している情報は、特許庁から提供されることが望ましいと考える。

すなわち、グローバル・ドシエを通じて、すべての情報が各国特許庁より提供されるようになれば、出願人は基礎となる番号だけを管理するだけで、詳細な情報は、基礎となる番号を元に必要な時にグローバル・ドシエ・システムから取得可能な環境になる。

しかし、各国特許庁において、庁書類や管理項目にばらつきがある等、不揃いの情報では、案件の生死に関わる情報を横並びに比較してみようとする際に非常に不便である。

これを統合的に参照するためには、書類と項目、さらには出願人コードなどの項目に記載されるコードの統一も必要となる。本稿で研究する各国庁書類・項目対照表の更なる拡充をしながら、書類及び項目をグローバルで共通化するコード化案を作成し、庁側に出願人の立場での意見発信をしたい。

また、グローバル・ドシエの構築にあたって

は、開発済みのワンポータル・ドシエ・システムとの重複開発が行われないことが肝要である。各国特許庁で重複開発が推し進められると、無駄なシステム開発投資や、システム仕様のばらつき、及びシステムのリリースの遅れが生じることも予測される。グローバル・ドシエの早期リリースに向け、各国特許庁間でのばらつきが生じることがなく、各国特許庁間の協力体制が確立されることを望む。

5. おわりに

これまで述べてきたように、各国毎に異なる手続きや形式等に基づき提供される庁書類・項目情報が、一定の流通ルールの導入により標準化されれば、グローバルな知財情報の流通が促進され、出願人にとって必要な情報が精度良くタイムリーに扱える状態となる。

将来的には、五大特許庁をはじめとする主要国において、庁書類項目と電子出願の際に使用するファイル形式で統一することが望まれる。これが実現されれば、出願人は各国特許庁ないし、庁側の情報を収集、加工して提供する情報プロバイダーから必要な情報を取得することが可能になり、データ精度向上だけではなく、データを入手するまでの時間といったデータ鮮度の向上にも貢献することができると考えられるからである。

今回の研究では、出願人側が現在できることとして、出願人目線で最低限度、庁側より提供を受けて管理したい情報を、主要国の生死情報に直結する書類／項目に絞り、「各国庁書類・項目の対照表」として作成した。

しかしながら、生死情報に直結する書類／項目に限らず、知財を通じて企業活動に貢献できるような有益な情報項目も多数あり、知財管理システムに入力すべきデータ項目も増えている。また、出願人以外のプレイヤーにとってのメリット、デメリットの検証、そして今回の研

究対象から一旦除外した新興国についての追加調査を行う必要がある。

これらを踏まえながら、今後も引き続き調査、研究をしながら、「各国庁書類・項目の対照表」を実現可能性のあるものに近づけていきたい。

また、最終的な理想像を言えば、各国特許庁／代理人／出願人／情報プロバイダーの関係者間で、例えばXMLファイルのように、コンピュータがファイルに含まれる情報を項目として読み取ることが出来るファイルフォーマットでの知財情報の流通が実現すれば、各々におけるデータ管理の精度を高めることができ、その作業工数の軽減が期待できる。

更に各国特許庁間で書類様式を統一し、書類及び項目のコード化がなされ、共通の電子ファイルのフォーマットやシステムにより、知財情報の電子流通網が構築されたならば、より知財情報にアクセスしやすくなり、新しいコンセプトの知財管理システムの構築や、情報の加工・提供が出来るようになるなど、活用方法の幅も広がり、世界の全ての各関係者がメリットを得られると思われる。

なお、各関係者が享受しうるメリットの具体

的例については、現時点では次のような事項が考えられる。

- ・出願人は、包袋情報等を社内知財管理システムで持たなくてよいため、権利化に必要なシステムの構築や運用管理工数の削減や権利の質向上が図られる。また、どの国に出願した案件であっても、統一した形式でデータが取得できるため、精度よく確実に管理できる。
- ・代理人は、各国の審査状況を参考に最適な対応が可能である。
- ・各国特許庁は、他国の審査情報を利用して自国の審査負担を軽減できる。
- ・情報プロバイダーは、対象国を増加させることにより、利用者やサービスの拡大を図り、事業を大きくできる。

最後に、図4に掲げる将来の理想像のとおり、全ての関係者が各々のメリットを享受出来、Win-Winの関係を築くことができる仕組みを各方面に提案し、各方面からの賛同を得られるよう働きかけを行っていきたい。

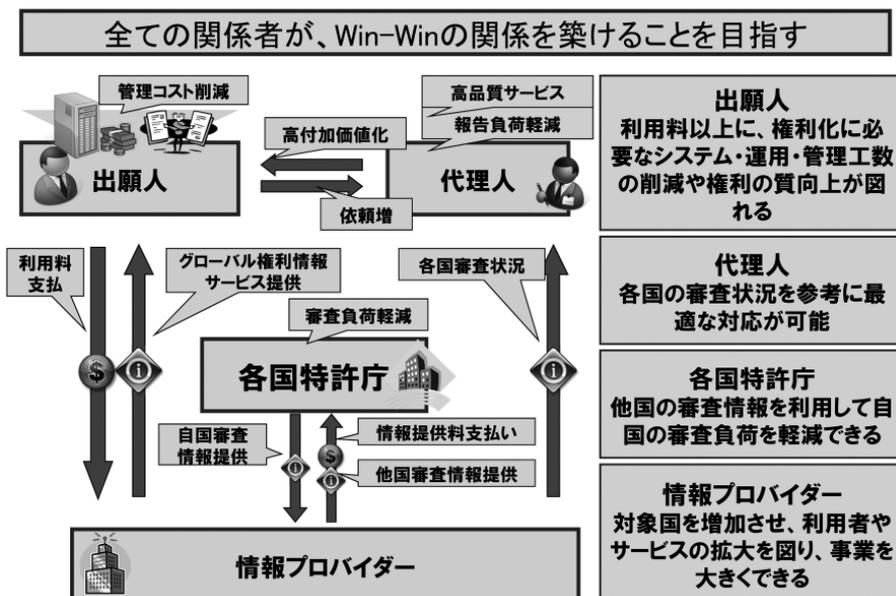


図4 将来の理想像（1箇所へ情報集中）

注 記

- 1) 一般社団法人日本特許情報機構
Japio YEAR BOOK 2013
「これからの知的財産情報システム」
表1 主要な国における電子出願の状況（2011年度調査）
- 2) 一般社団法人発明推進協会 外国産業財産権管理マニュアル Webサービス
<https://www.hanketsu.jiii.or.jp/fmanual/>
https://www.hanketsu.jiii.or.jp/fmanual/user/file/pre_pamphlet.pdf
- 3) ドシエ（dossier）とはフランス語で「一件書類」の意味を指し、ここでは「サーチ結果や審査結果も含む出願に関連する一連の書類」を指す。

- 4) 特許行政年次報告書2013年版
第6章 特許庁の業務を支えるIT化に関する取組
コラム9 「グローバル・ドシエ」
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toukei/nenpou_toukei_list.htm
- 5) 特許行政年次報告書2013年版
【1-1-23 図】 五大特許庁間の特許出願状況（2011年）
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toukei/nenpou_toukei_list.htm

（Web参照日：2014年5月28日）

（原稿受領日 2014年5月14日）

